

事業計画の認定を受けるため(借受者)の要件など

●借受者それぞれは下表の丸印の要件のすべてを満たす必要があります。

●農業者と農地所有適格法人は、農業に常時従事(年間150日以上)していることが前提となります。

事業計画の認定の要件		借受者		
		JA・区市	農業者など	法人など
①	都市農業の有する機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行う ➡ <u>具体的な基準は下表のとおり</u>	○	○	○
②	周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないか ➡ <u>地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃でないかなど</u>		○	○
③	耕作の事業の用に供すべき農地の全てを効率的に利用するか ➡ <u>機械、労働力、技術が備わっているかなど</u>		○	○
④	申請者が事業計画どおりに耕作していない場合の解除条件が書面による契約で付されているか			○
⑤	地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うか ➡ <u>地域農業の話し合いへの参加、共同利用施設の取決めを遵守するなど</u>			○
⑥	法人の場合は、業務執行役員等のうち一人以上が耕作の事業に常時従事するか			○

上記要件①「都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業」の基準

借受者が、次の <u>1</u> のうちのいずれかと <u>2</u> の両方に該当すること。		
<u>1</u> 次のいずれかに該当すること。		<u>2</u>
イ	生産した農作物等の概ね5割以上を、申請地のある区市や隣接している区市等で販売する。	申請者が周辺の生活環境と調和のとれた申請地の利用を行う。 (適切に除草し、農作物残さや農業資材を放置しないことなど) ※貸付者はここでの作業に、借受者の年間農業従事日数の1割以上従事します。
ロ	申請地にて次の(1)または(2)に取り組む。	
ロの(1)	都市住民が農業を体験する取組みや申請者と都市住民及び都市住民相互の交流を図る取組。	
ロの(2)	都市農業の振興に関する調査研究(試験圃場等)や農業者の研修等の取組(JAや区市等)。	
ハ	申請地で生産した農作物等を販売すると認められ、次の(1)～(3)のいずれかに該当すること。	
ハの(1)	災害発生時に申請地を一時避難所として提供し、申請地で生産された農作物を優先的に提供することなどを内容とする協定を区市と締結する。(農地所有者と申請者が同様の協定を結ぶ)	
ハの(2)	申請地の耕土の流出の防止、無農薬・減農薬栽培など国土及び環境の保全に資する取組などを実施する。	
ハの(3)	地域の特性に応じた作物の導入、先進的な栽培方法など都市農業の振興を図るのにふさわしい農作物の生産を行う。	

※貸借後に上記事業計画を変更しようとするときは、区市長に変更申請をし、再度認定を受けることが必要となります。